

最高裁秘書第2217号

令和元年5月14日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書不開示通知書

平成31年2月19日付け（同月20日受付、最高裁秘書第905号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

平成27年度研修計画協議会説明要旨(裁判所職員総合研修所が作成したもの)

2 開示しないこととした理由

1の文書は、廃棄済みである。